

令和2年3月26日

お客さま各位

京都北都信用金庫

改正民法施行に伴う投資信託・債券に係る規程の一部改定について

令和2年4月1日の「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正点は以下の通りです。

1. 改正民法に伴う改正

規程名称と該当条文	主な改正内容
・振替決済口座管理規程 第15条（解約等）	「お客様が第18条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」の規定を削除。
・一般債振替決済口座管理規程 第18条（解約等）	「お客様が第23条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」の規定を削除。
・投資信託受益権振替決済口座管理規程 第18条（解約等）	「お客様が第22条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」の規定を削除。
・国債証券等の保護預り規程 第14条（解約等）	「お客様が第21条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」の規定を削除。
・投資信託受益証券等の保護預り規程 第13条（解約等）	「お客様が第20条に定めるこの規定の変更に同意しないとき」の規定を削除。
・振替決済口座管理規程 第18条（この規定の変更） ・国債証券等の保護預り規程 第21条（この規定の変更）	改正民法において、定型約款の変更要件が明文化されたことに伴い、記述を「この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、ホームページその他相応の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。」に改めた。

<ul style="list-style-type: none"> ・一般債振替決済口座管理規程 第 23 条（この規定の変更） ・投資信託受益権振替決済口座管理規程 第 22 条（この規定の変更） ・投資信託受益証券等の保護預り規程 第 20 条（この規定の変更） 	<p>改正民法において、定型約款の変更要件が明文化されてことに伴い、記述を「この規定は、法令の変更又は監督官庁並びに機構の指示、その他必要な事由が生じたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更することがあります。変更するときは、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭表示、ホームページその他相応の方法により周知します。なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限し、又はお客様に新たな義務を課すものであるときは、その効力発生時期が到来するまでに周知します。」に改めた。</p>
---	--

2. その他の改正点

規程名称と該当条文	主な改正内容
<ul style="list-style-type: none"> ・振替決済口座管理規程（全般） ・一般債振替決済口座管理規程（全般） ・投資信託受益権振替決済口座管理規程（全般） ・国債証券等の保護預り規程（全般） ・投資信託受益証券等の保護預り規程（全般） 	<p>これまで各規程によって記述の仕方が異なっていた箇所等について、平仄を合わせる措置を行った。</p>

以上